

通所介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長い坂の会が開設するデイサービスセンター はるかぜ（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に基づく指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護従業者（以下「通所介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービスセンター はるかぜ
- 二 所在地 高知市春野町西分4660番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名 以上
生活相談員は、通所介護の利用者に対し日常生活における相談、指導、助言等及び指定通所介護の提供に当たるものとする。
- 三 看護師 1名以上
看護師は通所介護の利用者の健康管理及び指定通所介護の提供に当たるものとする。
- 四 介護職員 6名以上
通所介護員等は、指定通所介護の提供に当たる
- 五 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は通所介護の利用者の機能回復訓練等及び指定通所介護の提供に当たる
- 六 事務職員 1名
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後6時30分までとする。
 - サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分
 - 延長サービス時間 午後5時30分から午後6時30分

（利用定員）

第6条 指定通所介護の利用定員は1日単位25名とする。

(通所介護の内容及び利用料その他の額)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、原則各利用者の負担割合に応じた額とする。

一 通所介護は送迎、健康チェック、食事、入浴、レクリエーション、リハビリ等を実施する。

二 指定された時間を超えた場合 介護報酬の告示どおり

2 食材料費 昼食600円 夕食450円

3 おむつ代 実費(1枚30円から150円)

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高知市、土佐市、いの町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 事業の実施に当たって、利用者及びその家族は利用日における身体の状況、投薬の状況等を通所介護員に申し出るとともに、施設の機能訓練機器等利用の場合には必ず、機能訓練指導員の指示を受けて使用しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所介護員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 サービスの提供により、利用者に事故が発生した場合、事業所はただちに利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、関係市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じることとする。

2 サービスの提供により、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合、事業所は速やかに損害賠償の手続きを行う。

3 サービスの提供による利用者の事故が発生した場合、事業所はその原因を解明し、再発防止に努めることとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は非常災害における対策として、当法人の消防計画を基に定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待防止に関する事項)

第13 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 通所介護事業所は、通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人長い坂の会と事業所の管理者との協議において定めるものとする。

付 則

この規程は、平成19年12月12日より施行する。

平成20年	1月	1日一部改正
平成21年	7月	1日一部改正
平成23年	6月	1日一部改正
平成24年	4月	1日一部改正
平成25年	4月	1日一部改正
平成30年	4月	1日一部改正
令和1年	12月	20日一部改正
令和3年	10月	1日一部改正
令和6年	4月	1日一部改正